

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送します。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください（新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます）。古い保険証は窓口にご返却いただくか、ご自分で裁断して破棄してください。



左端のラインが**紺色**になります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証および

限度額適用認定証を交付します

世帯全員が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。

現役並みの所得区分（保険証が3割）の方でも、所得によっては「限度額適用認定証」の交付申請ができます。詳細については、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「令和3年度版 後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。

前年度に交付を受けていた方で、今年度も各認定証の要件に該当される方は、申請がなくても新しい認定証を郵送します。

■令和3年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

◆保険料の納付方法

①特別徴収（年金天引き）

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方
※昭和21年4月3日以降にお生まれの方は、令和4年4月以降に特別徴収が開始。

②普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など
※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替の申込が必要です。
※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

◆保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問合せください。

◆保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、必ず納期限内のご納付をお願いします。

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

■令和3年8月1日から被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(土)です。その後は使用できません。

新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。届きましたら、記載内容を必ずご確認ください。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日(日)から令和4年7月31日(日)です。

■70歳から74歳までの被保険者の方へ

今まで70歳から74歳までの方には、被保険者証のほかに、医療機関を受診する際の自己負担割合（2～3割）が記載された高齢受給者証を交付していましたが、昨年より被保険者証と高齢受給者証を一体化していますので、被保険者証1枚で医療機関を受診できるようになっています。

令和4年7月31日(日)までに70歳になれる方については、有効期限が誕生月の末日までとなっています。有効期限前に、新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要になります。8月1日から有効な認定証の申請手続きは、8月2日(月)からの受付となります。

発行対象者

- ①国民健康保険税に未納がない世帯の方
 - ②16歳以上の国保加入者(国保未加入の世帯主も含む)が全員所得の申告をしている世帯の方
- ※所得がない方や、親族の扶養になっている方も申告が必要です。

「高齢受給者証」の表記が追加



ここに負担割合が記載

■令和3年度国民健康保険税納税通知書について

納税通知書を世帯主あて（世帯主が加入していない世帯も含む）に送付します。お手元に届きましたら、記載内容をお確かめください。

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納した場合、通常の被保険者証のかわりに有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されることとなりますので、必ず期限内に国民健康保険税を納付しましょう。

～あなたの意見・アイデアが住みよいまちづくりにつながります～ 町長への提言をお寄せください

問合せ 秘書広報課
広報広聴担当 内線286

【内容別集計】

内容分類	件数	内容分類	件数	内容分類	件数
町政方針	9	福祉	10	学校教育	19
環境	53	保健・健康	22	生涯学習	4
交通安全	8	産業・観光	2	職員関係	7
防災・防犯	71	道路・都市計画・水道	8	その他	331
合計					544

町では、皆さんのご提案・ご意見を、町の業務改善や政策に活かすため、「町長への手紙」「町長へのメール」「町長へのFAX」を実施しています。令和2年度に寄せられた提言は544件です。皆さんからいただきましたご意見の集計結果は右記のとおりです。

▼町長へのご提言・ご意見はこちらまで

杉戸町をより良くするための、建設的なご意見をお寄せください。

◆町長への手紙

「町長への手紙」の便箋と封筒、投函箱が役場や各公民館に備えてあります。ご記入のうえ、各施設の投函箱にご提出ください。

◆町長へのメール

町ホームページの専用フォームから送信ください。

町ホームページ専用フォーム▶



◆町長へのFAX

送信用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を記入のうえ、送信ください。 FAX番号 (33) 4550

※ご提出の際の注意事項

- 住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。連絡先が未記入の場合、お寄せいただいた貴重な意見に対して回答することができません。
- ご質問などに対する回答は、内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 町の施設・窓口のご案内、各種手続や業務に関するお問合せなどは、直接担当課へご連絡ください。

「まいにち体操教室」 参加者の追加募集のお知らせ

問合せ 高齢介護課
地域包括支援センター担当 内線302・303

みなさんで楽しく体を動かしてみませんか。無理なくできる簡単な体操ですので、自宅でも続けることができます。広報すぎと4月号で募集しました「まいにち体操教室」につきまして、以下の会場に空きがありますので、参加希望の方はお申し込みください。

対象 町内在住の65歳以上の方（医師による運動制限のない方）
※当日の体調チェックの結果、体操教室に参加できない場合があります。
※60～64歳の方も各会場3名程度参加できます。

内容 簡単な体操、ストレッチ、介護予防・健康づくりに関する講話、簡単な体力測定など

追加募集のコース・定員（※先着順）

すぎとピア／午前11名・午後9名
東公民館、南公民館／12名

申込 高齢介護課地域包括支援センター担当窓口
または電話

費用 無料

開催日程（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程が変更または中止となる場合があります）

場所	曜日	コース	時間	日程
すぎとピア 多目的ホール <small>※生涯学習センターから変更となりました</small>	火曜日	午前	10時～11時30分	7月6・13・27日、8月10・24・31日、9月7・14・21・28日、10月12・26日、11月2・9・16・30日、12月7・14・21日、1月11・18日、2月1・8日
		午後	13時30分～15時	
東公民館 研修室	水曜日	午前	10時～11時30分	7月7・14・28日、8月4・18・25日、9月1・8・15・22・29日、10月6・13・27日、11月10・17・24日、12月8・15・22日、1月12・19・26日、2月2・9・16日、3月2・9・16日
南公民館 研修室	水曜日	午後	13時30分～15時	7月7・14・21・28日、8月4・18日、9月1・8・15・22・29日、10月6・13・27日、11月10・17・24日、12月8・15・22日、1月12・19・26日、2月2・9・16日、3月2・9・16日